

令和4年4月7日

保護者各位

小牧市
市長 山下 史守朗
小牧市教育委員会
教育長 中川 宣芳

学校における新型コロナウイルス感染症の対応について（通知）

日頃から学校の教育活動にご理解、ご協力をいただきありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症については、愛知県において3月21日（月・祝）に「まん延防止等重点措置」が解除されましたが、オミクロン株の派生型「BA・2」によるリバウンドの可能性が懸念されており、先行きも不透明な状況であります。

つきましては、今後も感染対策を徹底しながら下記のとおり、教育活動に取り組んでまいりますのでご理解、ご協力をいただきますようお願いいたします。

記

1 今後の教育活動について

- 教育活動は、可能な限り感染症対策を行った上で通常の活動を行います。
- 授業でのグループ学習は、必要最小限とし、間隔を広めにとってマスクの着用を徹底して行います。
- 放課は、こども同士が密接な状況にならないよう声かけします。
- 給食は、机を向かい合わせにしないようにし、会話を控えるようにします。
- 学校行事（授業参観・運動会・体育大会・文化祭など）は、学習同様に重要なものであるため、感染症対策を行って実施します。
- 部活動については、感染症対策に努めながら実施します。

2 修学旅行等の中止に伴うキャンセル料の負担について

新型コロナウイルス感染症の影響により急遽、市または学校の判断でやむを得ず修学旅行等を中止・延期する場合に発生するキャンセル料は、市が全額負担します。但し、児童生徒や保護者の個人的な事情によるキャンセルや台風等の天候の都合によるキャンセルは自己負担となります。

■対象となる修学旅行等

- ・小学校5年生の野外活動、小学校6年生の修学旅行
- ・中学校1、2年生の野外活動、中学校3年生の修学旅行

3 マスクの着用について

- 学校生活では基本的に感染防止のためマスクの着用を指導します。
- 体育の授業では、原則、マスクを外すように指導します。ただし、感染予防のため児童生徒がマスク着用を申し出た場合は、認めます。

4 感染者が確認された場合の対応について

- 児童生徒または教職員などの感染が確認された場合は、県の衛生部局に相談した上で、濃厚接触者の確認、施設の消毒を実施します。
- その際、**できる限り感染対策を実施して学校運営を継続しますが、状況によっては臨時休校や学校施設の閉鎖、又は予定していた下校時刻より早い時間に一斉下校の措置をとる場合があります。**また、休日においても学校施設の閉鎖を実施することがあります。
- 感染者が確認された場合は、関係者に対する誹謗中傷・風評被害などに配慮し、**学校名を公表しませんが、状況に応じて当該学校の保護者には配信メール等で連絡します。**
- なお、臨時休校の期間については、状況に応じて延長する場合があります。また、臨時休校中は、原則、児童生徒は自宅待機をお願いします。

5 出席の取り扱いについて

- 医療的ケアを必要とする児童生徒や基礎疾患のある児童生徒が感染症対策のため欠席する場合、また、児童生徒が感染予防のため自主的に欠席する場合については、**保護者からの連絡をもって欠席扱いにしないこととします。**
なお、オンライン授業配信を希望する場合は、学校までご連絡ください。

6 家庭での健康状態の把握について

- 毎朝、検温と体調チェックを行い、「健康観察カード」に記入押印し、担任へ提出させるようにお願いします。
- 発熱、咳等の風邪症状、息苦しさなどを感じる場合は、自宅で休養させてください。また、同居家族の方についても、毎日の健康状態の把握をお願いします。

7 学校への連絡について

- **次の場合に該当する時は、感染拡大防止のために速やかに学校（教頭または担任）へ連絡してください。**
 - ・児童生徒または同居家族の方の**感染が判明した場合**
 - ・児童生徒または同居家族が**濃厚接触者と認定された場合**

偏見や差別、いじめ等の防止について

小牧市では、新型コロナウイルス感染症に関する偏見や差別的な言動に同調したり、根拠の有無に関わらず情報を拡散したりすることのないよう「新型コロナウイルス感染症関係者の人権擁護に関する条例」を制定しております。

市内小中学校では、この条例の趣旨を踏まえ児童生徒や教職員の感染が確認された場合、人権尊重・個人情報保護の観点から学校名を公表しておりませんが、当該学校保護者へ配信メールでお知らせする方針で対応しております。

今後も学校において、子どもたちの支え合い・思いやりの心を育ててまいりますのでご家庭においても、感染者をはじめご家族、関係者に対する誹謗中傷・風評被害がでないよう特段の配慮をお願いします。